

平成 20 年度第 9 回丸子地域協議会会議次第

平成 21 年 1 月 30 日(金)午後 1 時 30 分から
丸子地域自治センター 4 階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 諮問事項について報告

(2) 上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(暫定施行)の説明

4 会議事項

(1) 平成 21 年度地域予算について

(2) その他

5 調査研究事項

(1) 専門部会・グループ別討議内容の報告・提案

(2) 全体会議

6 その他

・「わがまち魅力アップ応援事業」における平成 20 年度実績報告会の開催及び
平成 21 年度の選考について

・今後の日程について

7 閉 会

カネボウ跡地現況計画図 S=約1:2000(用紙A3)

平成20年12月11日現在

面積は実測面積(登記簿面積ではありません)



○上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成5年3月26日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条、第20条の2及び第20条の3の規定により、建築物又はその建築物の敷地内における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置、管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものをいう。
- (3) 駐車 道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。
- (4) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。

(適用地域)

第3条 この条例を適用する地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域(以下「指定地域」という。)とする。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の(1)の項に掲げる地域内において、(2)の項に掲げる面積が(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((6)の項に規定する延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、同一敷地内の2以上の建築物で用途不可分であるものは、これを一の建築物とみなして算定する。以下同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1)	指定地域
-----	------

(2)	特定用途に供する部分(駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。以下同じ。)の床面積と非特定用途に供する部分(駐車施設の用途に供する部分を除く。以下同じ。)の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計の面積	
(3)	1,000平方メートル	
(4)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(5)	150平方メートル	450平方メートル
(6)	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})$	

(大規模な事務所における駐車施設の規模逓減の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために、法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築した場合において、前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築した場合において、これらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

(建築物の敷地が指定地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が指定地域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半を占める部分が属する地域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から前条までに規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル

ル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、前2項の規定は、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から第7条までの規定により、駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

- 2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

- 2 この条例の施行後、新たに指定地域に指定された区域内において、当該地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第11条 第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設(第9条第1項の規定により、建築物又はその建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(届出)

第12条 第4条から第7条までの規定により、駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

(立入検査等)

第13条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第6条まで(第7条の規定により適用される場合を含む。)、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命ずる措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第15条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第9条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

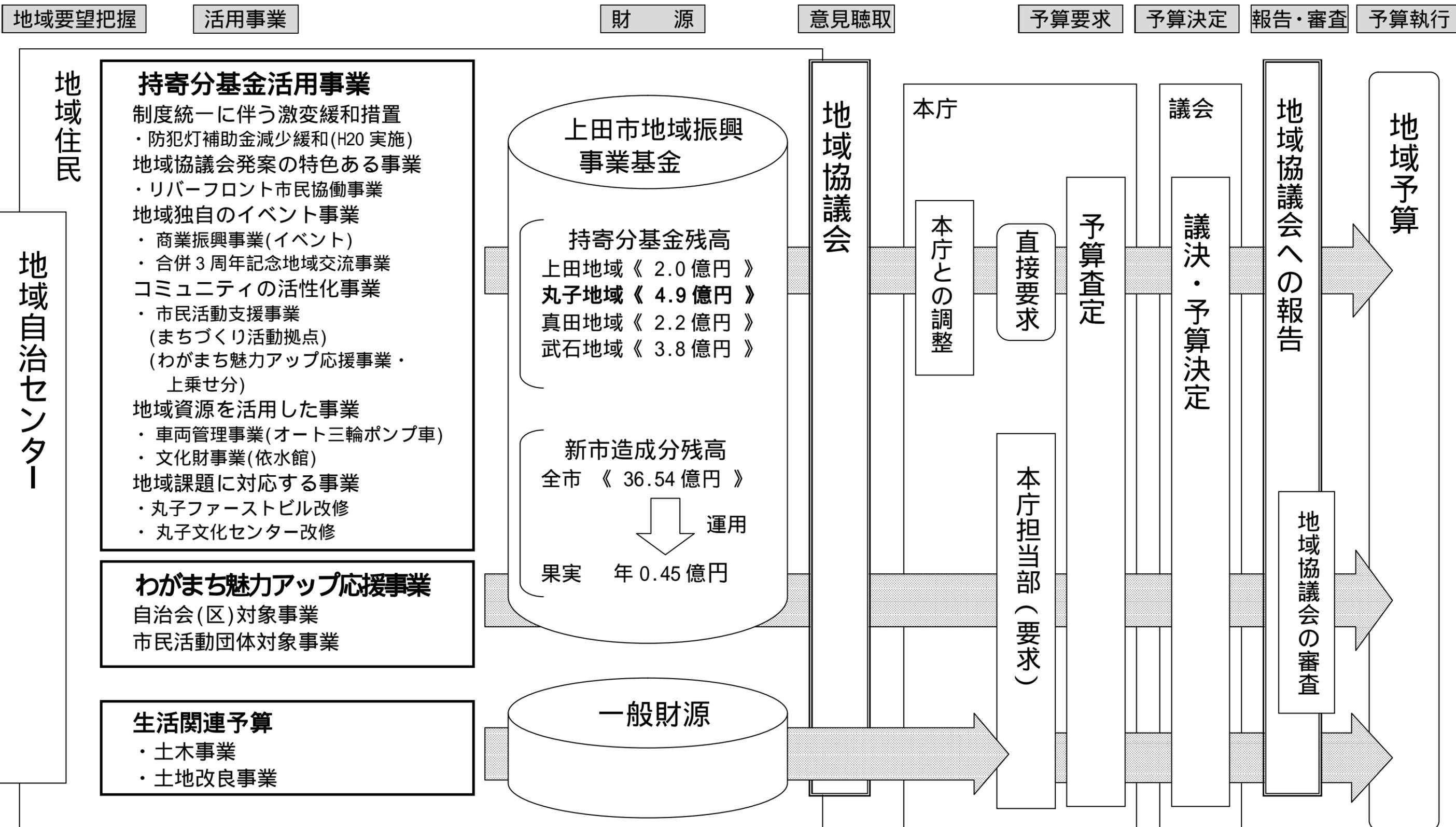
(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、この条例の規定は、適用しない。

平成 21 年度地域予算の概要



平成21年度地域予算事業

事業名	主務課	事業概要
丸子ファーストビル改修工事	地域振興課	老朽化(昭和58年建築)に伴うリニューアル及びユニバサルデザインのためのエレベータ設置工事費 改修工事内訳 ・エレベータ設置 ・トイレ改修工事 ・設計委託料 ・階段改修工事 ・内壁、床、天井等工事
丸子文化センター改修工事等	地域振興課	老朽化(昭和52年築)に伴うリニューアル及び耐震診断調査費 改修工事内訳 ・玄関スロープ設置、トイレ改修、空調機取替え、屋根、非常階段等塗装 ・建物耐震診断調査
車両管理事業 (オート三輪ポンプ車整備)	地域振興課	丸子地域の近代化産業の基礎を築いた旧カネボウ株で使用した消防自動車整備費 (同型車は日本に2現存の1台)
依田川リバーフロント市民協働事業	地域振興課	依田川リバーフロント事業計画策定及び市民活動団体等による周辺整備費 委員報酬
市民活動支援事業	地域振興課	市民まちづくり活動拠点の備品購入費
市民活動支援事業 (わがまち魅力アップ応援事業)	地域振興課	わがまち魅力アップ応援事業の丸子地域枠配分の上乗せ分 ・継続事業団体 12団体 ・新規予定団体 5団体 (総事業見込み額 6,700千円)
商業振興事業 (げんき丸子ステップアップイヤ - 事業)	産業観光課 (地域振興課)	げんき丸子産業フェスタと同時開催する「義仲拳兵武者行列」イベント補助
文化財事業 (依水館修繕・市有形文化財)	社会教育課	依水館修繕費 修繕箇所 ・畳、ふすまの張り替え ・入口周辺等整備
合併3周年記念地域交流事業	丸子文化会館	合併3周年記念イベント開催事業費

平成20年度「丸子地域協議会だより」発行計画(案)

目 的	丸子地域協議会の活動状況を広く丸子地域の市民に周知するとともに、丸子地域の特性を生かした市民協働の地域づくりを促し、地域が元気なまちづくりを推進する。
実施内容	4月1日発行の自治センターだよりに併せ、地域協議会だよりを発行し丸子地域協議会での協議内容、取組状況等を掲載し、丸子地域全世帯に配布する。
発行日	平成21年4月1日(1回発行)
ページ数	A4判 4ページ (自治センターだよりと合わせて8ページ)
発行部数	8,400部(全戸配付)
掲載内容	<p>丸子地域協議会の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度丸子地域協議会 話し合い話しあいの経過、内容、視察わがまち魅力アップ応援事業の活動団体取組み、プレゼン意見、3/17報告会の様子。 依田川リバーフロント市民協働事業の取組み 平成21年度地域予算の概要 その他(ご意見をお願いします。) <p>(・ ・ ・)</p>
スケジュール	<p>1月 発行・内容について協議</p> <p>2月 内容について協議</p> <p>3月 内容の最終確認</p> <p>3月 30日納品</p> <p>4月 1日発行</p>
事務局	地域協議会事務局(地域振興課地域政策担当)

第8回丸子地域協議会「専門部会」「グループ討議」(20.11.19開催)内容

第9回丸子地域協議会資料
(平成21年1月30日)

専門部会討議

専門部会	リーダー	出席者	話し合い事項のまとめ	全体会へ提案する事項
	記録者			
第3回依田川リバーフロント市民協働事業専門部会	成澤(啓)	生田、成澤(啓)、滝沢(俊)、村松 (事務局) 佐藤課長、澤山係長、中村主査	<ul style="list-style-type: none"> ・実行組織の立上げについて 準備会のメンバーの拾い出し、3月までに準備会の立上げ。準備会で準備を進め、キックオフに向けての取組み。 ・来年度予算について 事務局から予算案を示し、次回協議会で提案していく。 ・目的について、公園を整備する事業と捉えられてしまい、ここから離れた地域は関心がなくなってしまう。それぞれの地域で親水ポイント(拠点)を考えてはどうか。目的に、流域全体に親水ポイントを作る文章を入れて、ネットワークを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行組織準備会の立上げ。 メンバーの選定 ・予算について提案。 ・目的 「丸子地域の依田川・内村川流域全体への親水ポイント作りを一つ的手段として、自然との共生の地域ネットワークづくりを目指す。その象徴として依田川・内村川合流域に公園づくりを行う」

グループ討議

グループ	リーダー	出席者	話し合い事項のまとめ	全体会へ提案する事項
	記録者			
第1・第2合同	桜井	片桐、倉沢、甲田、笹沢、武井、竹花、宮坂	次回テーマを絞ってまとめていく。 それぞれ持ち寄り、次回会議で出す予定。	-
第3・第4合同	村松 土屋	浅倉、生田、笹井、土屋、滝沢(俊)、成澤(啓)、成澤(み)、本間、村松、柳原	<p>テーマのまとめ</p> <p>地域資金の使用法。何の目的でお金をためてきたのか。今後の使用法は。</p> <p>カネボウ跡地の食堂棟の利用 = 青少年育成のために使用できるように予算を使用し直し利用。</p> <p>ファーストビルの活用策 = 地域の活性化と地域の子ども達が利用できるように(地域全体の発展策)</p> <p>地域協議会の役割の明確化(各種団体、自治会との連携も含める)</p>	<p>今後討議していきたいテーマ</p> <p>地域全体の発展策・地域予算の使用法をリンクさせる。</p> <p>旧食堂棟等の整備活用(青少年育成とリンクさせる)</p> <p>ファーストビルの活用法(ちのちのランドの見学)</p> <p>地域協議会の役割の強化策</p>

「依田川リバーフロント市民協働事業」実行組織準備会メンバー選出のための資料

流域自治会等

所属団体	代表	地区名	河川名	内容
西内・平井地域未来づくり委員会	自治会長	鹿教湯	内村川	内村ダム(鹿鳴湖)、細尾の滝、鹿教湯渓谷・五大橋
和子自治会	自治会長	和子	内村川	里山道路整備
辰ノ口自治会	自治会長	辰ノ口	内村川	辰ノ口バイパス、内村川河川敷
腰越自治会	自治会長	腰越	依田川	馬坂橋、遊歩道「さんぼ・馬坂」、大淵・中淵、飛魚・鳥羽山洞窟遺跡
依田地区自治会連合会	会長	御岳堂・生田	依田川	左岸堤防整備
御岳堂自治会	自治会長	御岳堂	依田川	依田川・内村川合流点地籍、義仲桜管理、花桃植栽
飯沼自治会	自治会長	飯沼	依田川	飯沼ほたる
長瀬地区自治会連合会	会長	長瀬	依田川	史跡散策遊歩道整備
石井自治会	自治会長	石井	依田川・千曲川	石井河川敷、石井マレットゴルフ場
狐塚自治会	自治会長	狐塚	狐塚沢	狐塚ほたるの里

地域まちづくり団体等

鹿教湯商工会	斎藤直久	鹿教湯	内村川	里山セラピー公園
霊泉寺温泉の活性化を考える会	清水達弘	霊泉寺	霊泉寺川	霊泉寺温泉・霊泉寺川の稚児ヶ淵
荻窪炭焼きを楽しむ会	中村 晃	荻窪	内村川	炭焼き
下和子素浪人の会	山本 進	下和子	内村川	河川・道路等の景観整備等
腰越花桃の会	宮坂雄一	腰越	依田川	花桃の植栽
丸子バラの会	成澤啓輔	中丸子	依田川	依田川堤防にバラ植栽・管理
木曾義仲信州丸子会	小林秀男	御岳堂	依田川	義仲桜ライトアップ
小鍋立ての会	田村 周	御岳堂	依田川	日向池「いかだ式湖沼浄化システム」
農研倶楽部	吉田由男	狐塚	狐塚沢	炭焼き

企業・その他団体

鹿教湯旅館組合	組合長	鹿教湯	内村川	鹿教湯温泉
上小漁業協同組合		全流域	依田川	鮎、つけば漁
シナノケンシ		上丸子	依田川	2004年5月アレチウリ・ボランティア発足し今年で5年目。年3回駆除。
丸子北中学校コスモス大学		飯沼	依田川	地域住民と一緒に学習。コスモス植栽、ほたる
丸子修学館高校応用生物科		中丸子	依田川	義仲桜の苗木植栽
信州爆水ラン in 依田川実行委員会		依田川・内村川	依田川	依田川を走る
上田市防災支援協会丸子支部		依田川	依田川	川遊びコーナー(爆水ラン同時開催)
カヌー協会		依田川	依田川	カヌー
まるこ花と緑の会		全地区		ベルパーク等花の植栽ほか。
感動プロジェクト		全地区		地域振興

河川愛護団体

河川愛護団体名	代表	地区名	河川名	理由
荻窪河川愛護会	自治会長	荻窪	内村川	河川愛護活動
上和子河川愛護会	自治会長	上和子	内村川	河川愛護活動
下和子河川愛護会	自治会長	下和子	内村川	河川愛護活動
辰ノ口河川愛護会	自治会長	辰ノ口	内村川	河川愛護活動
腰越深山組河川愛護会	組長	腰越深山	依田川	河川愛護活動
腰越向井組河川愛護会	組長	腰越向井	依田川	河川愛護活動
腰越町組河川愛護会	組長	腰越町組	依田川	河川愛護活動
沢田河川愛護会	自治会長	沢田	依田川	河川愛護活動
三反田河川愛護会	自治会長	三反田	依田川	河川愛護活動
中丸子河川愛護会	自治会長	中丸子	依田川	河川愛護活動
下丸子河川愛護会	自治会長	下丸子	依田川	河川愛護活動
上組河川愛護会	部落長	上組	依田川	河川愛護活動
三角河川愛護会	部落長	三角	依田川	河川愛護活動
上長瀬河川愛護会	自治会長	上長瀬	依田川	河川愛護活動
小路下河川愛護会	組長	小路下	依田川	河川愛護活動
西組河川愛護会	組長	西組	依田川	河川愛護活動
東街道河川愛護会	組長	東街道	依田川	河川愛護活動
東組河川愛護会	組長	東組	依田川	河川愛護活動
権現河川愛護会		権現	依田川	河川愛護活動
宮原河川愛護会	組長	宮原	依田川	河川愛護活動
北街道河川愛護会	組長	北街道	依田川	河川愛護活動
長瀬ゲートボール河川愛護会			依田川	河川愛護活動
石井河川愛護会		石井	千曲川	河川愛護活動
郷仕川原河川愛護会	自治会長	郷仕川原	千曲川	河川愛護活動
水と緑の会		坂井	千曲川	河川愛護活動

平成 20 年 12 月 19 日

上田市長 母 袋 創 一 様

上田市行財政改革推進委員会
会長 小 池 俊



提 言 書

「地域内分権の推進に向けた地域自治センター機能のあり方」

分権型合併を具現化するために、新たな制度として立ち上げられた地域自治センターは、合併協議の中で提唱された地域自治センター構想に基づき、「総合支所」、「地域協議会」及び「住民のまちづくり活動の拠点」の機能を有しています。

合併後、実際にこの構想に則って取り組まれ2年半が経過する中、成果も見られる一方で課題も顕在化しています。

今回、特に地域内分権の推進に大きな役割を担う「総合支所」及び「地域協議会」の2つの機能を中心に、更なる機能の充実に向けて審議を行いました。

平成 22 年 4 月制定を目指して進められている「上田市の自治の基本原則等を定める条例」の議論の中で、地域自治センター構想についても、その理念を踏まえながら必要な見直しを行い、将来に向けた地域内分権のしくみづくりを行う必要があるものと考え、別紙のとおり意見をとりまとめましたので、提言いたします。

上田市行財政改革推進委員会委員名簿（委員は五十音順）

役 職	氏 名	部会構成
会 長	小 池 俊 一	地域内分権部会・総合支所部会
副 会 長	宮 沢 俊 行	総合支所部会
委 員	鬼 頭 寿	総合支所部会（副部会長）
委 員	斉 藤 ゆり子	総合支所部会
委 員	櫻 井 久 恵	総合支所部会
委 員	塩 入 肇	地域内分権部会
委 員	高 橋 比呂美	地域内分権部会
委 員	武 井 純 雄	地域内分権部会（部会長）
委 員	田 中 祥 貴	地域内分権部会（副部会長）
委 員	南 雲 典 子	総合支所部会
委 員	西 沢 宗 夫	総合支所部会
委 員	堀 内 理 恵	地域内分権部会
委 員	三 井 秀 雄	総合支所部会（部会長）
委 員	宮 下 千 元	地域内分権部会
委 員	森 田 小百合	地域内分権部会

審議経過

月 日	会 議	会 議 内 容
9月30日	第2回委員会（全体会）	論点確認
10月9日	第3回委員会（全体会）	担当課ヒアリング、部会編成
10月20日	第1回総合支所部会	担当課ヒアリング
10月22日	第1回地域内分権部会	部会協議
11月4日	第2回総合支所部会	部会協議
11月7日	第2回地域内分権部会	部会協議
11月14日	第4回委員会（全体会）	部会中間報告
11月25日	第3回地域内分権部会	部会協議
11月26日	第3回総合支所部会	部会協議
12月10日	第5回委員会（全体会）	提言書の検討
12月19日	第6回委員会（全体会）	提言書提出

地域内分権の推進に向けた地域自治センター機能のあり方

1 総合支所機能の強化

(1) 組織づくりの方向性の提案

上田地域自治センターを除く地域自治センターについて審議し、以下のとおり提案する。

地域振興部門の体制強化 【別紙組織図参照】

現状で別組織となっている産業観光、建設など、地域振興事業実施部門を地域振興課に統合し、地域振興施策の体系的、効果的实施を担う部門として再編する。

これにより、総合支所の組織を、次の3部門に集約する。

地域振興部門

・地域振興...総務、企画 ・地域経済...農政、商工観光 ・地域整備...建設

総合窓口部門

各種証明・手続き等の総合窓口

健康福祉部門

福祉、子育て支援、高齢者支援、健康推進

総合窓口（ワンストップサービス化）による窓口業務の集約化

生活者起点に立ち市民が利用し易くするとともに、コスト削減や業務の効率化の面で「行財政改革のカギ」として総務省が提唱する「地域情報プラットフォーム構想」（システム統合構想）を実現するためにも有効な、総合窓口構想を取り入れる。

その他

ア 系統的な組織体系の整備

全市統一的な対応が必要な業務である「収納管理業務」及び「教育事務所業務」について、公平・公正な業務の推進につなげるため、指揮命令系統の統一を目指した組織再編を行う。

イ 大課制への対応

地域振興部門の再編など、一部門が所管する業務範囲拡大への対応として、特定の業務を統括するスタッフ職（政策幹など）を適宜配置できることとする。

ウ 地域担当制の導入

現在、丸子、真田地域で導入されている市職員の地域担当制の位置付けや役割を基に、全市的に地域担当制を導入する。

- (ア) 制度化・・・一部地域に留まらず全市統一的に配置する。
- (イ) 役割の明確化・・・地域の運営や活動に対する支援を含めた役割を担う。
- (ウ) 組織化・・・部課長を含めたチーム構成とする。

(2) 背景

新市スタートにあたって、組織等の急激な変更による住民の混乱を避けるため、合併前の体制を引き継ぐことに重点を置いてきたが、新市スタートから3年が経過しようとしている今、住民サービスの向上を図りながら、行政が変わったと感じられるよう、組織の再編と積極的な人事異動を行う時期に来ている。

一方、合併協議においても、地域自治センターの機構及び組織については、常にその機能、組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとされている。

具体的には、以下の課題が顕在化している。

地域自治センター職員に地域の事業に関する政策立案能力が求められる。

合併以前と比較して、理事者に判断を仰ぐまでに、本庁担当課との調整が必要となり、案件処理に長時間を要している。

本庁部長とセンター長の組織上の位置づけと、担当課間の認識のズレにより、情報の共有化が図れていないケースも見受けられる。

2 地域協議会のあり方

(1) 地域内分権推進のための提案

地域協議会の効果的な運用

既存の自治会組織では反映し得ない多様な住民意見を集約、統合する機能を充実し、地域住民による自律的運用を促進するため、以下に取組む。

ア 取扱うテーマの明確化

生活に密着した活動を行う任意の地縁組織である自治会組織を、検討されている「上田市の自治の基本原則等を定める条例」の中で、行政のパートナーとして位置付ける一方で、地域協議会は、中長期的視野に立って地域課題の解決や地域まちづくり方針の実現を目指す審議会として、取扱うテーマを明確にする。

イ 委員構成の多様化

地域づくりに関する幅広いテーマに対して、地域の特性を生かした様々な分野の意見を効果的に反映させるために、委員構成の多様化を図る。

ウ 結果が反映されるしくみづくり

地域協議会の自主的、積極的な活動につなげるため、審議の結果や意見が尊重され、反映されるしくみづくりを行う。

新たなまちづくり組織の検討

地域自治センター構想の中で、まちづくりを実践する組織として位置付けられている新たな「住民自治組織」の立上げを検討する中で、行政の附属機関である地域協議会のあり方についても、抜本的な見直しを含め検討する。

(2) 背景

地域協議会は、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるための行政の附属機関として設置され活動が行われているが、従来からの地域づくりの組織や枠組みが存続し、それぞれの役割を担っている中で、新たに設置されたことから、特に住民自治の中心である自治会組織との役割分担が不明確であったり、意見を反映させるしくみが曖昧などの課題が生じている。

3 その他意見

(1) 庁舎の空きスペースの活用について

丸子、真田及び武石地域自治センターの空きスペースの活用について、制度的に可能となった民間との使用貸借を含めた活用計画を、庁舎管理の総合調整部門である公有財産管理課を中心とした推進体制により早期に策定し、計画的に活用を図る。

(2) 旧3支所の体制強化について

丸子、真田及び武石地域自治センターにおける地域振興部門の体制強化とあわせ、豊殿、塩田及び川西地域自治センターにおいても地域振興機能を強化する。

(3) 地域予算について

平成20年度から制度化を目指して実施された地域予算は、予算編成における地域内分権のしくみとして、「地域で決められる予算」、「地域で使える予算」を目指し、平成21年度予算編成にあたり、その位置付けを明確にするとともに、そのしくみについて市民に周知する。

(4) 多文化共生事業への取組みについて

上田市に多く在住する外国籍市民は、地域コミュニティ形成に重要な位置を占める状況となっている。このことから、外国籍市民の意見が住民自治に反映されるしくみづくりを行う。

20都第361号
平成20年11月4日

丸子地域協議会
会長 片桐 久 様

上田市長 母袋 創 一
(都市建設部 都市計画課)



上田市都市計画マスタープランを成案とする時期の延期について

晩秋の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜びを申し上げます。

なお、日頃より都市計画行政に御理解、御協力を賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。

標記マスタープランの策定は全市域を対象として、平成18年度から昨年度にかけてアンケート調査及び素案の策定を行い、今年度は地域説明会等で市民皆様の御意見をいただきながら、年度内には成案としてまとめていく予定でありました。

特に地域協議会の皆様には、昨秋からこの春先にかけて貴重な御意見、御指導をいただきながら、地域のまちづくり方針をまとめてきたところであります。

しかしながら、このマスタープランの柱であります「都市計画区域の見直し」の方針につきまして、更なる検討や住民理解が必要であるとの判断から、成案としてまとめていく時期を延期することといたしました。

このような結果になりましたことにつきまして、御協力をいただきました地域協議会の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は都市計画区域の見直しにつきまして、住民皆様に御理解が得られるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

連絡先

上田市都市計画課 小相沢、児玉
TEL22-4100 (内線 1524)